

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
平成30年 6月28日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県刈谷市豊田町2-1	
氏 名 株式会社 豊田自動織機 刈谷工場	
常務役員 土 本 幸 久	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0566-22-2511（代表）	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	株式会社 豊田自動織機 刈谷工場
事業場の所在 地	愛知県刈谷市豊田町2-1
計画期 間	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種 類	31：製造業 輸送用機械器具製造業
2 事業の規 模	売上高：20039億円
3 従業員 数	2600人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

(第 2 面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 2 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状

【前年度 (平成 2 9 年度) 実績】

産業廃棄物の種類

別紙 3 参照

排出 量

t

t

(これまでに実施した取組)

- ・ 廃油の濃縮処理対象物の拡大

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

別紙 3 参照

排出 量

t

t

(今後実施する予定の取組)

- ・ 濃縮廃液の有価物化

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 分別している産業廃棄物の種類 → 別紙 4 参照 ・ 分別に関する取組み → 社員受入教育等で廃棄物の分別に関する教育を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特になし (従来活動を継続)

(第 3 面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（ 平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水汚泥）	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	100 t	t
	（これまでに実施した取組） ・汚泥形成の薬注量の適正管理 ・汚泥の脱水・乾燥機の適正運転		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥（脱水汚泥）	
		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	4 0 0 t	t
		（今後実施する予定の取組） ・ 特になし （従来活動を継続）		

（第4面）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	対象なし		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t		t
	（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	対象なし		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t		t
	（今後実施する予定の取組）			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
1 現状	【前年度（ 2 9年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	別紙5 参照		
	全処理委託 量	t		t
	優良認定処理業者への	t		t

			処理委託 量		
			再生利用者への 処理委託 量	t	t
			認定熱回収業者への 処理委託 量	t	t
			認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託 量	t	t
		(これまでに実施した取組)			

(第 5 面)

	②計画	【目標】			
		産業廃棄物の種類	別紙 5 参照		
		全処理委託 量	t	t	
		優良認定処理業者への処 理委託 量	t	t	
		再生利用者への 処理委託 量	t	t	
		認定熱回収業者への 処理委託 量	t	t	
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	t	t	
		(今後実施する予定の取組)			

※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程

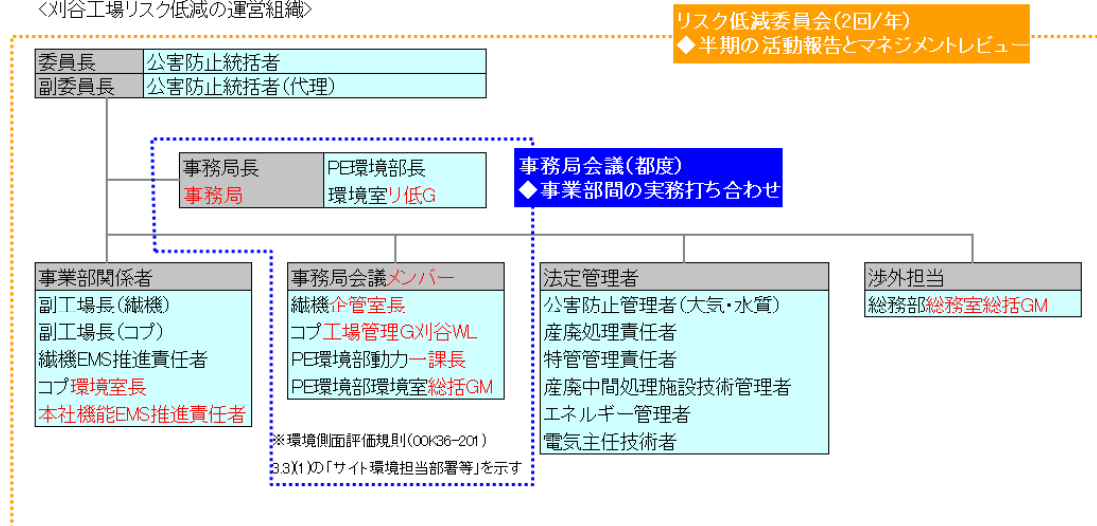
【発生する廃棄物と再利用方法】

分 類	廃棄物名称	処理先	処理方法	再利用方法	備考
汚泥	スラッジ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	テフロン塗料溶液	中間処理業者	焼却	路盤材	
	汚泥	中間処理業者	脱水	セメント原料	
	研磨汚泥	中間処理業者	圧縮固化	製鋼向け還元材	
	清掃汚泥	中間処理業者	焼却	路盤材	
	脱水汚泥	自社	脱水	-	自社処理後、 業者へ委託
		中間処理業者	乾燥	セメント原料	
廃油	粉体塗料カス	中間処理業者	焼却	路盤材	
	含油廃水	中間処理業者	油水分離	燃料	
	水溶性廃油	中間処理業者	濃縮	路盤材	
	濃縮廃液	中間処理業者	混錬	燃料	
		中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃油	中間処理業者	油水分離	燃料	
	油泥	中間処理業者	焼却	路盤材	
廃酸	廃酸	中間処理業者	焼却	路盤材	
		中間処理業者	中和	-	排水処理後放流
廃アルカリ	廃アルカリ	中間処理業者	焼却	路盤材	
廃プラスチック類	OA機器	中間処理業者	破碎・溶融	原材料	
	廃フィルター類	中間処理業者	焼却	路盤材	
	塩ビ系廃プラ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	金属付き廃プラ	中間処理業者	焼却	原材料、路盤材	
	固形燃料廃プラ	中間処理業者	破碎圧縮成形	燃料	
	生活廃棄物	中間処理業者	焼却	路盤材	
	塗料カス	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃ウエス	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃プラ類	中間処理業者	焼却	路盤材	
金属くず	乾電池	中間処理業者	選別	鉄原料	
ガラス・陶磁器くず	ガラス・陶磁器くず	中間処理業者	破碎	原材料	
	蛍光灯	中間処理業者	破碎	ガラスウール原料	
木くず	木くず	中間処理業者	破碎	燃料	

別紙2

別紙1

＜刈谷工場リスク低減の運営組織＞



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【平成29年度実績と平成30年度目標】

産業廃棄物の種類	名称	排出量 (t)		備考
		H29実績	H30目標	
汚泥	スラッジ	50	50	
	テフロン塗料溶液	1	1	
	汚泥	457	457	
	研磨汚泥	4	4	
	清掃汚泥	11	11	
	脱水汚泥	110	110	脱水後: 10t
	粉体塗料カス	3	3	
		636	636	
廃油	含油廃水	5	5	
	水溶性廃油	84	84	
	濃縮廃液	99	99	
	研磨汚泥	9	9	
	油泥	62	62	
		259	259	
廃酸		39	39	
廃アルカリ		135	135	
廃プラスチック類	OA機器	0	0	
	フィルター	1	1	
	塩ビ類	4	4	
	金属付廃プラ	7	7	
	固形燃料廃プラ	25	25	
	生活廃棄物	11	11	
	塗料カス	11	11	
	廃ウエス	8	8	
	廃プラ	59	59	
		126	126	
金属くず		1	1	
ガラス・陶磁器くず		3	3	
木くず		54	54	
合計		1,253	1,253	

		電機 No	保管場所 No	資源の種類 品分類	資源の種類 名称	主な実用名称	利用方法	処理方法	処理方法 基準法	回収(注) 点検	備 考	
一般 廃棄物		1	(8)	-	燃費書類	燃費書類	紙	-	2	2	写真・カーボン紙・OHPシート・ラミネート・トレーシングペーパー＝金属類不可	
	15	1	(2)	-	ティッシュ、たばこの内紙、ウエットティッシュ	ティッシュ、たばこの内紙、ウエットティッシュ						→一般ゴミ捨場に出すこと
		27	(2)	-	一般ゴミ・生ごみ	たばこの吸殻（吸殻入れにて回収）、清掃ゴミ	×	社外依頼	3	2	・吸殻は必ず火を消すこと ・7mm四方以下の紙	
		14	(55)	-	枯れ葉	枯れ葉、草、枝	肥料	-	2	2	・枯れ葉、草、枝以外はいれないこと	
		39	(21)	-	空き缶・空き瓶	飲料水のアルミ、スチール空き缶	-	メーカー引取	2	2	・中身は空にしてから出すこと ・自販機様の専用設備でも可	
	39	3	(1)	-	ペットボトル	ペットボトル容器	-	メーカー引取	2	2	・中身は空にしてから、又タ/口の破損などを入れないこと ・自販機様の専用設備でも可	
		3	(1)	-	紙コップ	紙コップ・紙パック	-	メーカー引取	2	2	・中身は空にしてから出すこと、ストローは付けたままでOK ・自販機様の専用設備でも可（紙系飲料容器に限る）	
		産業 廃棄物	14	(50)	金属くず	乾電池	単1、2、3の使用済み乾電池 コイン電池、リチウム1次・2次、 ニッケルカドミウム、ニッケル水素、小型鉛シール蓄電池	材料	-	2	2	
			14	(49)	ガラスくず	蛍光灯・電球	蛍光灯（110W、40Wなど）、蛍光灯の割れた物 水銀灯、ナトリウム燈、電球、ランプ類	材料	-	2	2	・水銀灯、ナトリウム燈、電球、ランプ類 → その他の電球
	1		(11)	ガラスくず	蛍光灯	蛍光灯（32、40、110W）	材料	-	2	2		
14	(7)		プラスチック類	フィルター	簡フィルター、糸巻きフィルター	材料	-	2	2			
26	(5)		プラスチック類	塩ビ板類	塩ビ板類、塩ビ配管、塩ビ板、塩ビの梱包材（トレイ等）	材料	-	2	3			
14	(8)		プラスチック類	ウエス	ウエス	材料	-	2	3	・レンタルウエス、クリーニング出来る色ウエスは廃棄しないこと		
39	(30)		プラスチック類	商業用ウエス	ウエス	材料	-	2	3			
26	(16)		プラスチック類	スポンジ、マーカ、マジック、MCナイロン油圧ホース、 サンドペーパー、ビニールテープ、鋳子台カバー、エアホース	スポンジ、マーカ、マジック、MCナイロン油圧ホース、 サンドペーパー、ビニールテープ、鋳子台カバー、エアホース	材料	-	2	3	・※サークリップ梱包ビニール、保ラインテープ（50mm、100mm幅）は、 塩ビを含んでいますが廃材で回収します		
14	(16)		プラスチック類	カッティングシート、リングゴム、ゴム、活性炭、バフ布 樹脂製粉、塗装ホース（金属なし）、ボールペン	カッティングシート、リングゴム、ゴム、活性炭、バフ布 樹脂製粉、塗装ホース（金属なし）、ボールペン	材料	-	2	3			
27	(17)		プラスチック類	ボラロイド写真、キムワイプ、ゴム手袋、シールキャップ リレーケース、ペーパーフィルター	ボラロイド写真、キムワイプ、ゴム手袋、シールキャップ リレーケース、ペーパーフィルター	材料	-	2	3			
産業 廃棄物	14	(9)	プラスチック類	金属付商プラ	アルミホイール、リップシールド、フロッピーディスク、作業服	材料	-	2	3	・※400mm×400mm以下に切断すること ・※小さい袋付商プラを廃棄する時は必ずビニール袋に入れて廃棄すること		
	26	(58)	プラスチック類	金属付商プラ	金属付ファイル、金庫付フィルム、サドル、樹脂埋めのサンプル ベルト、100円ライター、ホワイトボード※	材料	-	2	3			
	10	(4)	プラスチック類	樹脂製容器類	マークチューブ※2、梱包用バンド	マークチューブ※2、梱包用バンド	材料	-	2	3	・生活系のゴミ（お菓子の袋など）不可 ・金属付プラスチックは不可 ・塩ビを含んでる物は不可（塩ビちゃんて調べて下さい） ・ゴム類不可 ・熱硬化性プラスチック（フェノール樹脂、アミノ樹脂、不飽和ポリ エポキシ樹脂、ポリウレタン）は不可、シリコンは不可 ・熱可塑性プラスチック（ポリエチレン、アクリル、PP、PS、 PETP、ポリアセタル、ナイロン、PC、PBTP、 ABS樹脂）は可 ・PETP、ポリアセタル、ナイロン、PC、PBTP、ABS樹脂）は可 ・※1エアホースはテグザダ（黄色、黒色、緑色）、SMC製 （SOFTNYLON）に限る。 ・※2マークチューブには、様々な素材がある塩ビちゃん確認 して下さい。 ・※330mm幅の保ラインテープに限る ・※4油付、ラベル付に限る（油付、ラベル付以外→資源循環課）	
	27	(16)	プラスチック類	樹脂製容器類	ラミネード（紙付）、リップシールドケース、梱包用樹脂、 QHP用紙、ライトロン、クッション材、ガムテープ、 インシュロック、仕切り枠、シールドとシールド台紙、 デブラのシールド、部品ケース（塩ビは不可）、発泡スチロール、 ボラロイドフィルムケース、シールドテープケース、セラハインテープ 感熱紙、写真、カッティングシート台紙、感圧紙、ネガ カーボン付紙、テープ付紙、紙ひも、床ラインテープ※3	樹脂製容器	-	2	3			
	14	(9)	プラスチック類	樹脂製容器類	梱包袋（内面にコーティング加工がしてある物）、ネガ袋	樹脂製容器	-	2	3			
	26	(58)	プラスチック類	樹脂製容器類	具象カバー、手術用手袋手袋梱包袋、ポンプホース、ユニバックス バーフォームスプレーキャップ、 スバイラルチューブ（ニッタームーアー製）、エアホース※1	樹脂製容器	-	2	3			
	10	(4)	プラスチック類	樹脂製容器類	防塵マスクフィルター、バックアップ電池入れトレイ、 コンビニスーパーの袋、ビニール封筒（透明）、トレーシングペー PE袋、インシュロック、ダンブラ、プラスチック容器	樹脂製容器	-	2	3			
	27	(16)	プラスチック類	樹脂製容器類	エアバック、PP紐※4、 油付ビニール袋（ラベル付含む）、 油付エアークラップ（ラベル付含む）※4	樹脂製容器	-	2	3			
	1	(3)	プラスチック類	生活系商プラ	空弁当箱・お弁当容器、割り箸、お菓子の袋、タバコの外フィ ガム（紙に包んだもの）、つまようじ、ストロー（単体）	プラスチック類	-	2	3	・空弁当箱の中身は生ゴミへ廃棄し、軽く水洗いすること		
	15	(3)	プラスチック類	生活系商プラ	お菓子のポリ容器、パン袋、カップ麺のフタ蓋のケース	プラスチック類	-	2	3			
27	(55)	プラスチック類	生活系商プラ	一般木片	一般木片	材料	-	2	2			
1	(16)	木材	木材	一般木片	木材	-	2	2				
6	(1)	木材	木材	一般木片	木材	-	2	2				
26	(4)	木材	木材	一般木片	木材	-	2	2				
7	(1)	プラスチック類	燃料カス	鉄板塗装ラインのブース洗浄時に出したもの	燃料カス	-	2	3	・底面ケミカル回収			
7	(2)	プラスチック類	燃料カス	鉄板塗装ラインのブース洗浄時に出したもの	燃料カス	-	2	3	・底面ケミカル回収			
-	-	腐敗	腐敗・腐敗腐液	腐酸性腐敗腐液	中和	-	2	3	・廃棄物処分依頼書を提出する事			
-	-	腐食性腐敗	腐食性腐敗	腐酸性腐敗	×	社外 依頼	3	5	・廃棄物処分依頼書を提出する事			
-	-	腐アルカリ	腐アルカリ	腐アルカリ	油水分離	-	2	3	・廃棄物処分依頼書を提出する事			
-	-	汚泥	酸化アルミ（汚泥）	酸化アルミ（汚泥）	×	社外 依頼	3	3	・廃棄物処分依頼書を提出する事			
-	-	腐油	有機溶剤	アセトン廃液・エタノール廃液	油水分離	-	2	5	・廃棄物処分依頼書を提出する事			
-	-	腐油	グリース	シリコングリース・XOグリース	×	社外 依頼	3	3	・廃棄物処分依頼書を提出する事			
-	-	腐アルカリ	メッキ腐液	NIPメッキ腐液	×	社外 依頼	3	3	・廃棄物処分依頼書を提出する事			
-	-	汚泥	排水汚泥	排水処理でできた汚泥	材料	-	2	3	・粘度連絡する事			
-	-	汚泥	汚泥（セメント）	排水処理場から出るもの	材料	-	2	3	・粘度連絡する事			
-	-	プラスチック類	空テブラケース	KING JIMの使用済みテブラケースのみ	ケース	-	2	3				
-	-	プラスチック類	OHP機密書類	OHP機密書類	×	社外 依頼	3	3	・各部署でまとめて（機密OHP+FD付依頼書）にて 環境Gへ依頼			
3	(2)	汚泥	清掃汚泥	清掃汚泥	材料	-	2	3				
22	(85)	汚泥	水溶性腐液	切削水等								
5	(6)	腐油	水溶性腐液	水溶性腐液、洗浄腐液、床面洗浄腐液								
9	(1)	腐油	水溶性腐液	水溶性腐液、洗浄腐液、床面洗浄腐液								
18	(38)	腐油	水溶性腐液	水溶性腐液、洗浄腐液、床面洗浄腐液								
19	(39)	腐油	水溶性腐液	水溶性腐液、洗浄腐液、床面洗浄腐液								
24	(43)	腐油	水溶性腐液	水溶性腐液、洗浄腐液、床面洗浄腐液								
28	(15)	腐油	水溶性腐液	水溶性腐液、洗浄腐液、床面洗浄腐液								
-	-	プラスチック類	テフロン	テフロン	材料	-	2	3	・テフロン塗料カス、溶剤付ペーパー（シナ、シナ付ペーパー）は可			
22	46	腐油	ダフニアルファークリーナー	ダフニアルファークリーナー	燃料	-	2	5				
-	-	汚泥	雑泥	汚泥等を含む腐液	燃料	-	2	3				
-	-	汚泥	スラッジ	切粉・汚泥等を含む腐液	燃料	-	2	3				
27	(15)	汚泥	研磨汚泥	アルミ・鉄・テフロンの研磨カス								
22	(61)	腐油	テフロン塗料溶液	溶接カス、オイルフィルターカス、床・床清掃カス	原料	-	2	3	・活性炭・樹脂・タ/口の吸殻・軍手・ビニール・割れた器等は絶対 に混入させないこと（汚泥のみに限定）			
-	-	腐油	テフロン塗料溶液	テフロン塗料溶液								
14	(12)	陶磁器類	磁石屑	磁石屑	材料	-	2	3				
22	(82)	陶磁器類	磁石屑	磁石屑	材料	-	2	3				
-	-	感染性廃棄物	医療系廃棄物	注射器等	材料	-	2	5	・粘度連絡すると			
40	(69)	腐油	含水アルコール・白灯油	含水アルコール・白灯油	燃料	-	2	5				

	管理場所 No	品名 No	資源の区分		主な資源名称	利用方法	処理方法	処理方法 法番号	処理(%) 量数	備 考
			産業廃棄物の 区分	名称						
有 価 物	25	①	-	アルミ100%	シリンド、ハウジング、フランジ、シェル、ロータ、磁石付き斜板	材料	-	1	1	・ピン付可、めっき付可
	25	③	-	アルミ80%以上	安全弁(PRV)、センサー、アルミシュー	材料	-	1	1	・鋼8%混入品、 センサーのコードは切る可
	25	③	-	アルミ49%以下	ロータアッシ、シャフト斜板アッシ、ピストンワッパアッシ、 ハーメチックケース	材料	-	1	1	・鋼47%混入品、 分解できるものは分別所に持ち込むこと ・ケーブル部分は切り取る可
	25	⑥	-	ピストン	アルミピストン・ロータリーバルブ	材料	-	1	1	・チフロン塗装の有無関係無し
	25	⑦	-	銅屑級外	ホチキスの芯、エフの針金、針金、塗料付銅屑、モータ、 ファン、台車車輪、自転車の金属部分、SSハブ、金属ロータ、 機密磁子、コムキャップ、ハブ(2Way用)、コントロールバルブ 本体	材料	-	1	1	・芯などの細かい物は缶などに入れて廃棄のこと、モータなどの油は抜いてあること ・1.5m以下 ・樹脂ロータは、分別場にて金属と樹脂に分けること
	7	③	-	銅屑級外	コントロールバルブ本体、ガスケット、ボルト類、刃具、 ドリル類、銅材、ベアリング、スプラインハブ、 樹脂ロータの金属部分、モータステータ、モータロータ、 モータロータ+シャフト(混合品)、プーリロータ(2Way用) モータロータ+シャフト+Fハウジング(混合品)、 インナーハブ、ステータ、ロータコア、ブラケット、 ワンウェイクラッチ、シム、磁石、スベアサ、 モータハウジング+モータステータ(混合品)	材料	-	1	1	・塗装付は不可
	14	③	-	銅屑級外長物	3m以下部材&かさばる物	材料	-	1	1	・3m以上の物は生搬込に解体依頼を出すこと
	25	⑪	-	一斗缶・ペール缶	一斗缶・ペール缶、スーパーフォーム、スプレー缶	材料	-	1	1	・一斗缶、ペール缶は油を確実に抜いてプレス機でつぶしてから廃棄すること ・スプレー缶は全部使い切ってから各部で缶の底に 穴を空けてから廃棄すること ・キャップは外して分別して適切な場所に廃棄すること ・オイルパンにたまった油は都度回収すること ・缶に油をこぼしたと廃棄に付き取ること
	25	⑨	-	銅グライ・ニュームグライ	銅グライ・ニュームグライ	材料	-	1	1	
	25	⑭	-	銅類・真鍮類	銅パイプ、銅部品類、銅冶金類	材料	-	1	1	・銅類と銅線屑は分別のこと
			-	銅屑	真鍮フランジ、真鍮フィルター、真鍮部品類、真鍮冶金類	材料	-	1	1	
			-	銅屑	銅部品、銅パイプ、銅冶金類	材料	-	1	1	
			-	銅線屑	銅線屑	材料	-	1	1	
	10	⑬	-	ケーブル屑	OAケーブル、リード線、電線屑、センサーコード、 ワイヤーハーネス	材料	-	1	1	
	25	⑦⑧	-	ステンレス屑	ステンレス屑	材料	-	1	1	
	14	⑤	-	冶金切粉	冶金屑	材料	-	1	1	
		⑥	-	真鍮切粉	真鍮フランジ、真鍮フィルター、真鍮コントロールバルブ、真鍮冶金	材料	-	1	1	
		①	-	アルミ屑	アルミ屑	材料	-	1	1	
		④	-	真鍮針金	真鍮針金	材料	-	1	1	
	25	②⑩	-	回収油	100%油、浮上油	材料	-	1	1	
	17	③⑦	-	ニュームグライ	ホッパニュームグライ	材料	-	1	1	
	21	④⑩	-	アルミスラッジ	アルミ屑	材料	-	1	1	
	22	④⑪	-	アルミスラッジ	アルミ屑	材料	-	1	1	
	4	④	-	銅屑1級		材料	-	1	1	
	5	③	-	鉄グライ	ホッパ鉄グライ	材料	-	1	1	
	5	①	-	鉄グライ	ホッパ鉄グライ	材料	-	1	1	
	8	①	-	鉄グライ	ホッパ鉄グライ	材料	-	1	1	
	23	④②	-	銅屑1級		材料	-	1	1	
	10	⑬	-	銅屑屑	プリント基板類	材料	-	1	1	
			-	ケーブル屑	OAケーブル、リード線、電線屑、センサーコード、 ワイヤーハーネス	材料	-	1	1	・銅線部分の直径が2mm以下の物
		51	-	銅・アルミ混合	銅・アルミ混合	材料	-	1	1	
	38	52	-	鉄・アルミ	鉄・アルミ	材料	-	1	1	
	15	⑦④	-	バッテリー	バッテリー	材料	-	1	1	
	1	⑦	-	シュレツダ屑	シュレツダ屑(袋の目切、短冊切含む)	ミックス ペーパー	-	2	2	・OH等でのプラスチック類は入れないこと ・機密書類でなければ再生紙へ分別のこと
	1	⑤	-	再生紙	使用済みコピー紙、ユニオンニュース、電算用紙、検査票、 抽出し看板、色紙、ポストイット、伝票類(カーボン付以外)	再生紙	-	2	2	・かよい箱(黄色)にて回収(コブのみ) ・ホチキスは外すこと、紙は丸めずに出すこと ・7mm四方以上の紙屑は「再生紙」に該当
	1	④	-	ダンボール屑	ダンボール	ダンボール	-	2	2	・平らに折りたたむこと ・小さい物は大きいダンボールの間にはさんで出すこと
	7	④	-	ダンボール屑	ダンボール	ダンボール	-	2	2	・油が少量に付着しているものは不可
	25	⑫	-	ダンボール屑	ダンボール、ラップ芯	ダンボール	-	2	2	・梱包袋は内面がコーティング加工していない物
	1	⑤	-	雑紙・雑紙(00)	封筒、エフ(針金以外)、紙袋、部品ケース用の厚紙、原料袋、 梱包袋(ハトロン紙)、蛍光灯の梱包材、紙製コンテナ、 おかし箱、たばこの箱(ソフトケース含む)、防錆紙、 ポラロイドフィルムの抜き取り紙、雑誌、カタログ、広告	雑紙	-	2	2	
	15	④	-	雑紙(コブ)	封筒、エフ(針金以外)、紙袋、部品ケース用の厚紙、原料袋、 梱包袋(ハトロン紙)、蛍光灯の梱包材、紙製コンテナ、 おかし箱、たばこの箱(ソフトケース含む)、防錆紙、 ポラロイドフィルムの抜き取り紙	雑紙	-	2	2	・かよい箱(黄色)にて回収、雑誌は回収すること ・梱包袋は内面がコーティング加工していないこと ・タバコの箱(ソフトケース含む)は必ず開いて出すこと ・意付封筒はビニール部分を取って雑紙へ出すこと ・手紙は裏紙部分のビニールを取り外し雑紙へ出すこと
	1	⑥	-	新聞	新聞		-	2	2	・倉庫内の箱に移し変えること(結露する必要なし)
	1	⑥	-	雑紙(00、繊維)	コピー紙A5以上以上のもの、色紙・厚紙・メモ用紙、お菓子の箱、 たばこ箱(ソフトケース含む)等		-	2	2	・00・繊維事業部ルール
	15	④	-	安全靴	安全靴	材料 底材	-	2	2	・メーカー別に分別すること ・クリーニングして再利用
	35	48	-	安全靴	安全靴	ウエス	-	2	3	・油が袋の底にたまっている物は廃棄しないこと ・水分を吸ったウエスを袋に入れ漏さないようにすること
	-	-	-	クリーニング色ウエス	使用済み色ウエス	ウエス	-	2	3	

【平成29年度実績】

【平成30年度計画】

[illegible]